

市営住宅畳表替等修繕仕様書

1 対象となる住宅

- | | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) 市営井杭山住宅 | 安城市井杭山町井杭山 6 4 - 1 |
| (2) 市営広畔住宅 | 安城市安城町東広畔 1 2 |
| (3) 市営新田住宅 | 安城市新明町 5 - 7 |
| (4) 市営大山田東住宅 | 安城市大東町 6 - 5 (A・B棟)
安城市大東町 6 - 1 6 (C・D棟)
安城市大東町 6 - 3 (E棟) |
| (5) 市営飛越住宅 | 安城市明治本町 3 - 2 |
| (6) 市営池浦住宅 | 安城市池浦町丸田 3 0 9 |
| (7) 市営小川住宅 | 安城市小川町北三ツ塚 1 3 5 |
| (8) 市営荒曾根住宅 | 安城市住吉町荒曾根 5 3 - 3 |
| (9) 市営新田北住宅 | 安城市新田町縦町 4 4 - 1 |
| (10) 市営小根住宅 | 安城市今池町 3 - 1 0 - 7 |
| (11) 市営門原住宅 | 安城市桜井町咽首 1 3 |
| (12) 市営大山田上住宅 | 安城市池浦町大山田上 2 - 6 1 5 |
| (13) 市営前山住宅 | 安城市堀内町前山 1 0 |
| (14) 市営吹付住宅 | 安城市上条町吹付 1 8 - 1 |
| (15) 市営寒風根住宅 | 安城市榎前町寒風根 2 8 |
| (16) 市営東大道住宅 | 安城市里町 3 丁目 3 - 1 3 |
| (17) 市営大東住宅 | 安城市大東町 1 0 - 7 |

2 畳の規格

(1) 畳表替え

畳表 JASに定める3種2等品【縦糸綿糸のもの(C2)】

へり 【JIS L 3108 (畳へり地) による綿・P地又はP・Pへり地】つき

(2) 畳表替え半畳

畳表 JASに定める3種2等品【縦糸綿糸のもの(C2)】

へり 【JIS L 3108 (畳へり地) による綿・P地又はP・Pへり地】つき

(3) 縁付き畳新品

畳表 JASに定める3種2等品【縦糸綿糸のもの(C2)】

へり 【J I S L 3 1 0 8 (畳へり地) による綿・P地又はP・Pへり地】つき

建材畳床 KT III型 J I S A 5 9 1 4

(4) 縁付き畳新品半畳

畳表 J A Sに定める3種2等品【縦糸綿糸のもの(C2)】

へり 【J I S L 3 1 0 8 (畳へり地) による綿・P地又はP・Pへり地】つき

建材畳床 KT III型 J I S A 5 9 1 4

3 契約期間 契約日から平成27年3月31日まで

4 その他

- (1) 作業場所は建築課の指示に従い、作業終了した畳は元の位置に敷き込むこと。
- (2) 作業日程は、建築課と事前に相談のうえ決定すること。
- (3) 作業に伴い不用となった廃材は納入業者が責任を持って関係法規に基づき適切な処分を行うこと(新畳に替える際の旧畳の処分も含む。)
- (4) 作業中に住宅の施設、備品等を破損しないよう気をつけるとともに、もしそのような事態が起こった場合、速やかに建築課に報告し、建築課と協議の上で納入業者の責任において補修すること。
- (5) 依頼した作業内容が表替えであっても、対象となる畳の損傷がひどく表替えができない場合は、新畳に交換しても差し支えない。ただし、その際は着手前と作業完了後の写真を鮮明に撮影し、提出すること。
- (6) 借用した鍵は、作業完了後に速やかに持参し返却すること。
- (7) 作業により住宅内に生じたほこり、ごみは清掃し、持ち帰ること。
- (8) その他、疑義が生じたときは、建築課と協議しその指示に従うこと。

問合せ先 安城市建設部建築課市営住宅係

電 話 0 5 6 6 - 7 1 - 2 2 4 0 (直通)

0 5 6 6 - 7 6 - 1 1 1 1 (代表) 内線 2 2 1 3